

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会事務局
学校教育部 保健給食室

令和 7 年 1 0 月分からの小学校給食費について（お知らせ）

吹田市立小学校の給食については、令和 7 年 4 月分から令和 7 年 9 月分の半年間の無償化を実施していましたが、令和 7 年 1 0 月分からは給食費のお支払が必要となります。給食費のお支払については、次のとおりとなりますので、お知らせします。

Ⅰ 令和 7 年度給食費の額

(Ⅰ) Ⅰ食単価（完全給食）

令和 7 年度小学校給食のⅠ食単価は、次のとおりです。

	Ⅰ・Ⅱ年生 (低学年用)	Ⅲ・Ⅳ年生 (中学年用)	Ⅴ・Ⅵ年生 (高学年用)
Ⅰ食単価	251円	256円	261円

※ 令和 7 年度は、臨時的に食材費値上がりに対応し、上記の金額に市からの補助として 28円から32円を加えた額で献立を作成しています。

※ 給食費のお支払額は〔Ⅰ食単価 × 給食回数〕となります。学級閉鎖や台風等により給食の提供が無かった日は、給食回数から除きます。

(Ⅱ) 一部欠食のⅠ食単価

食物アレルギー等により給食の一部を食べることができない児童のⅠ食単価は、上記(Ⅰ)のⅠ食単価（完全給食）から次の単価を差し引いた額となります。

学年 欠食 (食べられないもの)		Ⅰ・Ⅱ年生 (低学年用)	Ⅲ・Ⅳ年生 (中学年用)	Ⅴ・Ⅵ年生 (高学年用)
牛乳		74円	74円	74円
主食	米飯	45円	49円	53円
	パン	10円	11円	12円
副食		122円	122円	122円

例) 牛乳とパンを食べられない児童（4年生）のⅠ食単価

256円（中学年用）－74円（牛乳代）－11円（パン代）＝171円

※ 主食が米飯の日もパンの日もⅠ食単価は同じです。（主食の欠食単価は、米飯とパンの回数を考慮して計算しています。）

2 給食費の口座振替等について

令和7年度の給食費は、次のとおり口座振替を行います。

口座振替の申込手続をされていない方は、金融機関の窓口でお支払いください。

期 別	給食が提供された月	口座振替日（納入期限）
12月期	令和7年10月・11月分	令和7年12月25日
2月期	令和7年12月・令和8年1月分	令和8年2月25日
4月期	令和8年2月・3月分	令和8年4月6日

※ コンビニエンスストアでお支払いいただくことはできません。金融機関の窓口に行くことが難しい方は、口座振替の申込手続をお願いします。（吹田市ホームページから申込受付サイトに移動して、手続をしてください。）

3 給食の停止及び再開の手続について

(1) 給食の停止

5日以上（土、日、祝日を除いた日数）の長期欠食をする場合は、給食を停止しますので、学校へ連絡した上で、「吹田市学校給食停止・再開届」に必要事項を記入し、学校へ提出してください。（「吹田市学校給食停止・再開届」は吹田市ホームページからダウンロードしてください。）

学校へ連絡した日の4日後（土、日、祝日を除いた日数）から、給食費のお支払が不要となります。

例）10月15日（水）～10月21日（火）の5日間の欠食

8日（水）	9日（木）	10日（金）	11日（土）	12日（日）	13日（月祝）	14日（火）	15日（水）	16日（木）
	（1日後）	（2日後）				（3日後）	（4日後）	
学校へ 連絡	給食実施	給食実施				給食実施	給食停止 給食費不要	

(2) 給食の再開

給食を再開する場合は、学校へ連絡した上で、「吹田市学校給食停止・再開届」に必要事項を記入し、学校へ提出してください。（「吹田市学校給食停止・再開届」は吹田市ホームページからダウンロードしてください。）

給食費のお支払は、給食を再開した日からになります。

【問合せ先】

吹田市教育委員会事務局
学校教育部 保健給食室
TEL：06-6155-8153
FAX：06-6383-6017